別記様式第９号（第13条関係）

※整理番号	

（表面）

安全運転管理者に関する届出書

令和　３　年　４　月　２　日

和歌山県公安委員会　殿

ア　安全運転管理者を選任、(解任)／届出事項（イ、エ、カ、コ）を変更　したので届け出ます。

イ　届出者　住所　和歌山市西１番地
氏名　株式会社　和歌山
支店長　和歌山　太郎
電話番号　073-473-0110
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

ウ 選任年月日	年　月　日			
エ 安全運転管理者氏名	(ふりがな)			
オ 資格要件	生年月日　年　月　日（　歳）			
	1 管理経験２年以上	2 公安委員会教習修了者で管理経験１年以上	3 公安委員会の認定	
カ 職務上の地位				
キ 安全運転管理者が持っている免許 免許証・免許情報記録	免許の種類			
	免許年月日			
	番号			
	交付等年月日			
	公安委員会			
ク 安全運転管理者の勤務態様	勤務	日勤　隔日　その他（　）		
	副管理者有無	有（　人）・無		

ケ 安全運転管理者の経歴	勤務期間	勤務所名	職名
	自　・　・　至　・　・		
	自　・　・　至　・　・		
	自　・　・　至　・　・		
	自　・　・　至　・　・		
	自　・　・　至　・　・		

コ 使用の本拠		
	名称	
	位置	
	業種別	１官公署　２公社公団等　３農業 ４林業　５漁業　６鉱業　７建設業 ８製造業　９卸・小売業　10不動産業 11金融保険業　12運輸業 13電気ガス業　14通信業 15サービス業　16その他

使用の本拠における自動車・運転者数

サ 自動車台数	乗用					貨物					大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計
	大型	中型	準中	普通	軽	大型	中型	準中	普通	軽					

シ 運転者数	免許種別	大型		中型		準中	普通		大特		大自二	普自二	小特	計
		一種	二種	一種	二種	一種	一種	二種	一種	二種				
	専従													
	予備													

ス 前安全運転管理者		
	解任年月日	令和３年３月31日
	氏名	和歌山　二郎
	解任事由	１死亡　２退職　３転任 ４解任命令　(5)その他（台数減）

備考	記載例　自動車の台数が５台未満（３台）となったため。

（注）１　記入要領は裏面を参照してください。
２　安全運転管理者の要件（施行規則第９条の９第１項）
(1)　20歳以上（副安全運転管理者を置くこととなる場合は30歳以上）の者であること。
(2)　自動車の運転の管理実務経験が２年以上（公安委員会の教習修了者は１年以上）又は公安委員会から自動車運転管理に関し、これらの者と同等以上の能力を有すると認定された者であること。
(3)　公安委員会の命令により解任された者は、解任後２年を経過していること。
(4)　救護義務違反、酒酔い運転等一定の違反行為をした者は、その後２年を経過していること。
３　添付書類
選任届出のときは、次の書類を添付してください。
(1)　戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証若しくは免許情報記録個人番号カードの写し
(2)　運転経歴又は安全運転管理経験等を証するもの
(3)　運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

記　入　要　領

1　※印欄は、記入しないでください。

2　記入項目欄は、必要事項を記入してください。

3　選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。

4　選択記入を求めている欄で、２以上の該当項目がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。

5　安全運転管理者を解任後、直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、前安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることができます。

6　安全運転管理者の経歴欄には、運転管理の経験を有する場合に記入してください。

7　業種別欄を記入するときは、次の表を参照してください。

業　種　別　表

業　種　別	備　考
1　官公署	
2　公社公団等	現業、公庫及び官公立学校を含む。
3　農業	果樹、樹園、園芸、畜産及び養蚕を含む。
4　林業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出及び狩猟業を含む。
5　漁業	水産養殖業を含む。
6　鉱業	砂、砂利及び玉石の採取業を含む。
7　建設業	管工事業、さく井工事業及び設備工事業を含む。
8　製造業	
9　卸・小売業	百貨店を含む。
10　不動産業	不動産賃貸業を含む。
11　金融保険業	銀行、信託業及び証券業を含む。
12　運輸業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸及び倉庫業を含む。
13　電気ガス業	
14　通信業	放送業を含む。
15　サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治、労働、社会福祉団体、清掃業及びニュース供給業を含む。
16　その他	